## 委員会発案第6号

## 北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議 (案)

上記の議案を別紙のとおり議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年(2022年)10月7日

提出者 議会運営委員会 委員長 佐 藤 和 典 ⑩

柏崎市議会議長 真 貝 維 義 様

## 北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議 (案)

北朝鮮が、10月6日午前6時台に内陸部から弾道ミサイル2発を東方向に発射した。 落下したのは北朝鮮東岸付近や日本海で、いずれも日本のEEZ(排他的経済水域)の 外側と推定されている。北朝鮮は10月4日にも、1発の弾道ミサイルを東方向に発射 し、青森県上空を通過して、我が国のEEZ外に落下したものと推定されている。

我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強くミサイル発射の自制を求めてきたにもかかわらず、北朝鮮は、今年に入ってからも弾道ミサイルを計20回にわたって発射しており、これら一連の挑発行動は、国際社会に対する深刻な挑戦である。平成29年(2017年)9月15日以来、およそ5年ぶりとなる我が国上空を通過する弾道ミサイル発射は、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。このような北朝鮮の行為は、関連する国連安全保障理事会決議及び日朝平壌宣言への違反であり、断じて容認できない。

よって、柏崎市議会は、北朝鮮に対し厳重に抗議し、最も強い表現で非難するとともに、挑発行動を中止し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求める。

また、政府においては、国民の安全・安心の確保に万全を期すとともに、国際社会との 連携を強化し、北朝鮮による核、ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的 かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応 えるよう求めるものである。

以上、決議する。

令和4年(2022年)10月7日

柏崎市議会

## 理由

北朝鮮のミサイル発射に断固抗議するため